協調

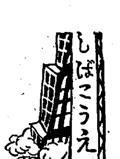

東京市芝區芝公園六號地協調會
編輯兼發行人　町田辰次郎
東京市芝區西芝浦三丁目二番地
印刷所　川口印刷所
東京市芝區芝公園六號地
發行所　財團法人　協調會
電話芝　一、一三一
振替口座東京五三、七〇四
毎月一回十五日發行
定價一部金五錢

正義の内容

林さんは祭政一致と謂ひ、近衞さんは國際正義と社會正義と言つた。我々日本人にとつて二人の考へてゐることが、特に異つた内容を持つものではないと思ふのであるが、外國人にとつては、祭政一致は容易に理解が困難で、差當り飜譯ができずに弱つたらしい。

どうせ國民大衆に呼びかけて、新らしい政治を效果的に運用してゆく爲には、判り易いと云ふことが先決問題である。

この意味では近衞さんの國際正義と社會正義は、老人にも青年にも、男にも女にも、日本人にも外國人にも極めて平易に且つ好感を持つて受とれるスローガンである。その上に若々しく歩が爽かで、新時代を指導するのに格好の看板である。

たゞ問題は近衞さんの所謂正義の内容が何であるかと云ふことを、もつと積極的に勇敢に放送し、而も終始一貫熱情を以て所信を斷行するのでなければならぬ。

我々にとつて正義とは天職を完ふすることと思ふ。國家社會の爲に自己の肉體的精神的勞働力を奉仕することが正義だと思ふ。

それ故に國家の改造は廣義に於ける勤勞を基調にしてなさるべきであり、世界の改造は勤勞に自覺した國家の發展を目標とすべきである。經濟も國防も外交もこの勤勞を基調としてのみ綜合的實力を涵發するができるのである。

新省の名稱

新省の名稱は保健省か社會省かのどつちかに定めたがよからう。社會保健省とか保健社會省とかは、あまりコヂつけの感があり、頭の悪さ加減を示すものである。

名稱の決定に就て一言述べたいことは新省は何を目標に設定され、何を當面の問題として重要視すべきかの點である。

保健問題の重要性が新省の設定を促したことは否み難い。併しそれが爲に保健省の名稱を固守する必要はなからう。保健問題と並行して解決を要すべき多くの社會問題が殘つてゐることを思へば、名稱はなるべく大きく廣いものが望ましく實行は手近なところから始めるべきであらう。社會局の顏を立てよとか資源局の顏を立てよ等と言はず大乘的見地から一日も早く善を急ぐべきである。

新省の設立が、社會主義の實現であるとか、個人主義、唯物主義、階級鬪爭の助長となる如きものであれば、我々は斷乎として反對するものであるが、廣く國民全員の安寧幸福を實現すべき國家の最高行政機關であるとの信念の下に於てゞあるならば、名稱の如きは容易に解決しなければならぬのである。

勞働問題解決への方向

常務理事　長岡保太郎

勞働問題の解決の方途は今日までいろ〳〵と研究論議がなされ、その方向はいろ〳〵に指示せられてゐます。即ち社會主義、共產主義、社會改良主義等の社會運動の指導理論は或る意味に於て、一つの方向を示したものであります。現實の問題をとつて見ますならば、我國の勞働組合の指導精神として主張せられてゐます產業協力主義、勞資一體主義等も亦解決への一つの方向を示してゐるものと言ふべきでありませう。

これらの諸社會思想とやゝ異つた立場に於て、勞働問題の解決の方向を指示し、方策を明示したものは協調會の勞資間の協調偕和の方針即ち協調精神であります。「協調」とか「協調精神」と申しますと、世人には如何にも凡庸な言葉として、又陳腐極まる思想のやうに考へられがちでありまして、多くの場合に於て、その言葉の持つ思想概念は一時を糊塗する妥協苟合を意味するもののやうに看做され、勞働問題の根本的解決には役立たないものであるかのやうに誤解されてゐることが多いやうでありました。かうした、誤解のために、協調會は創立當初から勞働團體側から、或は資本家側から、時には又思想家方面からもしば〳〵反擊的批判をうけて來ましたが、これは思はざるも甚だしい不認識の誤解であります。

私の考へてゐます「協調精神」に基く勞働問題の解決方策はさやうに簡單な、凡俗なるものではありません。協調のもつ言葉の意義並に思想を吟味いたしますならば、もつと〳〵持味のある、深い思惟を藏するものであることが判る筈だと存じます。

「協調精神」は發生的には、共產主義、無政府主義、サンヂカリズム等の社會主義思想に基いた階級鬪爭に依るにあらざれば、勞働者の福祉の增進が招來し得ないものの如くに考へられ、經濟的利害に於て、或は政治的立場に於て對立抗爭せんとする傾向に在つた勞資兩階級の間に協調することによつて、社會政策の實行を計り、以て、問題の解決しうることの可能性と、平和と秩序の喜びをうけつつ國家社會の進步と發展のうちに、國民各個の福祉の增進を計りうることを指示したのであります。

協調精神は更に言葉を換へて申しますならば、勞働問題の倫理的解決を目標とする適切なる勞資關係の實現を庶幾するものであります。それは、勞働問題を非商品とする人格的解決であり勞資關係の倫理化を意味するものであります。

最近我が國產業勞働界の主流を通觀致しまするに、幸にも本會の根本信條たる協調精神の意義價値が次第に深く味識されて參つたやうに存ぜられますが、特に現下內外の情勢の重大なるに鑑みまする時、それ〳〵の問題を解決致し、より良き狀態に導く方針は多々ありませうが、先づ以て、關係各府の各人が克く協調精神を味得致され、この精神を根基として相互に誤解を解き理解を深め、各自その分に即應して奉公の努力を致すことが、問題解決の根本的方途として益々大切であると信ずる次第であります。

× × × ×

東京港

六百萬の人口を擁する大東京の玄關口芝浦の波止場は、今ぢや一萬噸級の大型船の横付も可能だとか、品川、淵川の工場地帶を後に控へて其殷賑は日一日と目立つて來る。斯くて横濱港のお株を次第〳〵に奪つてゆく。其反面には汽船や小艇の流す油の爲江戸名物の海苔は年一年と不作になり大森海岸一帶の海面に風情を添へた「まび」の數も次第〳〵に減つてゆき、江戸がる通連を悲しませて居るが、こんなセンチにはお構ひなく時代の波は油と騷音と汗臭いホコリの裡に舊東京の名殘を消してゆく。

に移管した歴史的意義を有するもので、教育の機會均等と協調會の精神に依る工人の養成との爲經營する工業學校にして初等、中等、高等の三部より成り各部には機械、建築の兩科を置き、高等部には其の外に電氣科を設く。收容生徒數約二千名。卒業生一萬三千餘名である。

一、社會政策學院　社會政策學院は、協調會に於て「社會政策を研究せんとし又は社會施設の實務に當らんとする者を養成する」目的を以て大正九年三月設立せられたものであつて、晝間職務にある者の就學の便を圖る爲夜間講習と爲し、講習期間は春秋各四ヶ月開講し、各回毎に五十名乃至百餘名の修了生を出しつゝあり、今日我國に於ける社會問題に關する權威ある教育機關として、また現に社會問題關係の職務に從事しつゝある者が就學研鑽し得る唯一の施設として確固たる地位を保持す。既に創立以來滿十七年餘、前後三十七回の講習を通じて總數二千六百五十餘名に達したる修了生は全國各地の官公署、會社工場鑛山、各種公益團體等に在りて活躍し、我國社會政策の發達の爲に努力してゐる。

一、興民學院　大阪支所に於ては春秋二回、約五週間夜間講習を開き、社會問題を中心に、學者、實務家、宗教家を講師に招聘し、中堅人物の養成をなす。

一、圖書館　本圖書館は本會の調査研究上の資料機關として設立せられたるものであるが內容の充實するに從ひ社會政策、勞働問題に關する圖書館としては他の追隨を許さゞるに至れるを以て會外の閲覽希望者漸次多きを加へつゝある。

一、協調會館　教化宣傳の爲に設立せられたるものであるが、講堂、集會室は希望者に貸與し各方面に利用されて居る、又公共的な團體に事務室をも貸與して居る。

一、產業福利博物館　產業福利に關する各種參考品を蒐集し、產業福利博物館を創設し公開して居る目下規模小なるも漸次擴大充實して行く方針である。

七、役員及職員

會長　公爵　德川家達
副會長　水野錬太郎
大橋新太郎
顧問　男爵　山本達雄
伯爵　清浦奎吾
監事　藤山雷太
男爵　鄉誠之助
參與理事　田澤義鋪
塚本清治

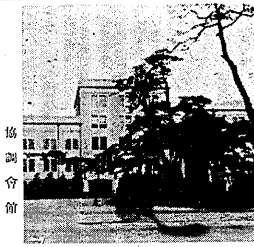

協調會館

理事　成田一郎
男爵　松岡均平
池田宏
公爵　德川家達
戶田保忠
大橋新太郎
大村清一
河津暹
神戶正雄
河原田稼吉
吉田茂
谷口留五郎
田子一民
添田敬一郎
男爵　中島久萬吉
村瀨直養
氣賀勘重
結城豐太郎
湯澤三千男
水野錬太郎
鹽澤昌貞
廣瀨久忠
町田辰次郎
常務理事　長岡保太郎
蒲生俊文
社會政策學院長　鹽澤昌貞
東京工業專修學校長　中村幸之助
大阪支所長　松村勝治郎
名古屋出張所長　大澤逸策
福岡出張所長　清原進

產業福利部の全貌

一、產業福利部の誕生

昭和十年十月、河原田稼吉氏が常務理事に就任せらるゝや、氏は、協調會の行く可き途について熟慮せられた結果、特に產業福利運動に努力を爲すことに、方針を決定した。

然るに、その當時內務省社會局內に、產業福利協會と云ふ財團法人が在つて、大正十四年以來全國の工場鑛山其の他の事業場の安全、衞生、及諸種の福利運動に努力して居た。そこで、氏は新方針を決定すると同時に、內務當局、產業福利協會當局と交涉し、該協會を協調會に合同せしむることゝし、昭和十一年三月、協調會の內部職制を改正し、新に產業福利部を設け、產業福利協會の一切の事業とその外部に有する凡ての關係を移管することにした。

斯くして協調會の準備が出來ると、愈々合併を行ひ產業福利協會は解散して、昭和十一年四月一日から產業福利部が其事業を開始するに至つたのである。

二、產業福利部の組織

產業福利部は、協調會の一部局であり、會員組織になつて、主としてこれ等會員を目標として事業を爲す。會員は事業主の團體、工場協會、工場懇話會、或は鑛工聯合會等が中心となり、地方に於ける本部の事業は、多くの場合之等の團體、即ち維持會員と協力して行ふ。

三、產業福利部と內務省社會局

內務省社會局との關係は、產業福利協會時代と同樣で、本部としては、法の施行の圓滿を圖る上に、出來るだけの努力を拂ふと共に、社會局は、本部の事業には全幅の援助を與へ、特に本部の事業の爲めに、その事務並に技術官吏を派遣せられる。

四、產業福利部役員

尚產業福利部の事業を行ふ上に、助言を與へ、或は協力を爲す機關として、產業福利部委員、產業福利部地方幹事、產業福利部地方安全委員がある。

イ　產業福利部委員

產業福利部の事業に付、會長の諮問に應じて、審議答申する機關として、存在する。委員は、本部並に本會支所、出張所所在地に於て、夫々囑託することになつて居る。

ロ　產業福利部地方幹事

各地方に於て、本部の事業を援け、本部の地方代表たるもの、各府縣警察部工場課長又は保安課長に囑託してある。

ハ　產業福利部地方安全委員

東京府、京都府、大阪府、神奈川縣、兵庫縣、愛知縣、福岡縣に設置され、主として工場鑛山の安全運動に當るもの、之等府縣の工場課長及民間會社の安全運動に熱心な方々に囑託してある。安全週間の擧行、安全大會の開催に當つては、常にその盡力を願つて居る。

五、產業福利部會員

產業福利部は會員組織であり、この會員は、贊助、維持、通常の三種に區別されて居るが、各會員の資格は左の如くである。

イ　贊助會員

特別の出資其の他の方法により、本部の事業を援助する者にして、會長の推薦したるもの。

ロ　維持會員

一口年額五十圓の會費を一口以上納附するもの。

ハ　通常會員

年額十圓の會費を納附するもの。

六、會員への奉仕

本部は會員に對し、左の如き奉仕を行ふ。

一、別に定むる所により本會發行の出版物を配布する。

二、勞働管理、勞働衞生、安全其他福利施設に關する指導斡旋、諮問特別調査の依頼に應ずる。

三、前各項に關し、參考品の貸與其の他特別の便宜を供する。

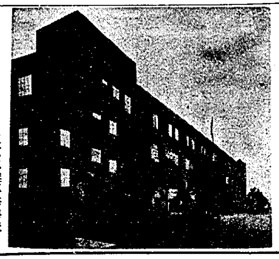

東京工業專修學校